特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の概要	市町村が、住民を対象とする行政手続きを適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。 倉吉市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による任民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変す ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの変す ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ��(良石・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・			
③システムの名称	1.住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.住民基本台帳ゲートウェイシステム 4.中間サーバー 5.番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 6.クラウド型バックアップセンター 7.サービス検索・電子申請機能			

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル
- 3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84,	省令第2条 、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、 86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、 149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166				
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民生活部市民課					
②所属長の役職名	市民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市役所 総務部総務課 TEL 0858-22-8111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	市民生活部市民課 TEL 0858-22-8155					
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した				
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か			17年7月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年7月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移車	気(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 理題が酵されている					

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットで照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、またマイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと表	まえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	住基ネットへのアクセスが可能な職員は、IDと生体認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更箇		1 = 0 = 0			
変更日	項目	変更前の記載変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I -5-2	市民課長 山辺 章子	市民課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅱ-1	平成27年2月28日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月26日	П −2	平成27年2月28日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う追加
令和2年12月28日	I -1-③	1.住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.住民基本台帳ゲートウェイシステム 4.中間サーバー 5.番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	1.住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ゲットワークシステム 3.住民基本台帳ゲートウェイシステム 4.中間サーバー 5.番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 6.クラウド型パックアップセンター	事前	
令和2年12月28日	I -5-①	総務部市民課	生活産業部市民課	事後	
令和2年12月28日	I -8	総務部市民課	生活産業部市民課	事後	
令和3年9月17日	I -4-(2)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月21日	I -1-(2)	市町村が、住民を対象とする行政手続きを適	市町村が、住民を対象とする行政手続きを適	事後	
令和5年4月21日	_	切に行い、また、住民の正しい権利を保障する 1.住民基本台帳システム	切に行い、また、住民の正しい権利を保障する 1.住民基本台帳システム	事後	
令和5年4月21日	_	2.住民基本台帳ネットワークシステム 生活産業部市民課	2.住民基本台帳ネットワークシステム 市民生活部市民課	事後	
令和5年4月21日	_	生活産業部市民課	市民生活部市民課	事後	
令和5年4月21日		全沿座未部市民誌 令和1年5月31日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月21日		令和1年5月31日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年2月1日		市町村が、住民を対象とする行政手続きを適	市町村が、住民を対象とする行政手続きを適	事前	
令和6年2月1日	1-1-(2)	切に行い、また、住民の正しい権利を保障する	切に行い、また、住民の正しい権利を保障する	争削	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会)実施しない (提供)別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、 11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、 61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、 94、96、101、102、103、105、106、108、111、 112、113、114、116、117、120	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 実施しない (提供主務省令第2条の表 項番1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、120、124、110、115、118、129、130、132、136、138、137、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166	事後	
令和6年9月2日	IN-8	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年9月24日	I -1-2	(略) なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号第34条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任が認められている。このため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。なお、②および⑤の届出はサービス検索・電子申請機能を用いての受領を含む	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及相人番号カードのでは、情報提供ネッワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。このため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。なお、②および⑤の届出はサービス検索・電子申請機能を用いての受領を含む	事後	誤記修正のため
令和7年9月24日	I -4-2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)実施しない (提供)主務省令第2条の表 項番1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、120、124、110、115、118、129、130、132、136、138、137、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会)実施しない (提供)主務省令第2条の表項番1、2、3、5、 7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、 59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、 86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、 118、124、129、130、132、136、137、138、141、 142、144、149、150、151、152、155、156、158、 160、163、164、165、166	事後	
令和7年9月24日	<u> </u>	令和5年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	I I-2	令和5年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV-8		十分である 住基ネットで照会を行う際には、4情報又は住 所を含む3情報により照会を行うことを厳守して おり、またマイナンバー入りの書類を郵送等す る際は、宛先に間違いがないか、関係のない者 の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブ ルチェックを行っている。特定個人情報を含む 書類等は、施錠できる書棚等に保管することを 徹底している。これらの対策を講じていることか ら、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十 分である」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	IV −11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 住基ネットへのアクセスが可能な職員は、IDと 生体認証によって限定しており、アクセス可能な 職員の名簿を年度ごとに作成することで、アク セス権限の適切な管理を行っている。また、アク セスグを記録し、定期的に分析することで、アク セスグを記録し、定期的に分析することで、アク でなアクセスがないことを確認している。これら の対策を講じていることから、権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職員等)によって不 正に使用されるリスクへの対策は「十分である」 と考えられる。	事後	